

# 会 議 録

|                    |     |                                                                                                                                                |      |     |
|--------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| 会議の名称              |     | 第 1 回守谷市人権施策推進協議会                                                                                                                              |      |     |
| 開催日時               |     | 平成 3 1 年 2 月 2 8 日 (水)<br>開会： 1 3 時 3 0 分      閉会： 1 5 時 1 5 分                                                                                 |      |     |
| 開催場所               |     | 守谷市役所   庁議室                                                                                                                                    |      |     |
| 事務局（担当課）           |     | 生活経済部   市民協働推進課   人権推進室                                                                                                                        |      |     |
| 出席者                | 委 員 | 渡邊会長，鈴木副会長，櫻井委員，月岡委員，高木委員<br>渡辺委員，下村委員，池田委員，八幡委員，<br>田中委員，飯嶋委員，深田委員<br><div style="text-align: right;">計   1 2 名</div>                         |      |     |
|                    | 事務局 | 松丸市長，岩田生活経済部長，鈴木市民協働推進課長，<br>西尾指導主事，染谷人権推進室長，<br>幸田係長，山田主事<br><div style="text-align: right;">計   7 名</div>                                    |      |     |
| 公開・非公開<br>の状況      |     | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開                                              | 傍聴者数 | 0 人 |
| 公開不可の場合<br>はその理由   |     |                                                                                                                                                |      |     |
| 会 議 次 第            |     | 1   開会<br>2   市長あいさつ<br>3   委嘱状交付<br>4   議題<br>(1) 会長，副会長の選任について<br>(2) 守谷市人権施策推進基本計画について<br>(3) 守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理について<br>(4) その他<br>5   閉会 |      |     |
| 確 定 年 月 日          |     | 会 議 録 署 名                                                                                                                                      |      |     |
| 平成 3 1 年 3 月 2 8 日 |     | 渡 邊 雄 一                                                                                                                                        |      |     |

## 審 議 経 過

### 1 開会

### 2 市長あいさつ

### 3 委嘱状交付

### 4 議題

#### (1) 会長、副会長の選任について

事務局の一任により、会長に渡邊委員，副会長に鈴木委員を選任。

#### (2) 守谷市人権施策推進基本計画について

事務局より，説明。

#### (3) 守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理について

事務局より，1 ページから 6 ページまでの進捗管理について説明。

渡邊会長：事務局の説明ありがとうございました。

質問，意見等がありましたらお願いします。

高木委員：人権教室とは，どのような内容なのでしょう。また，「守谷しぐさ」とは，どのようなものなのでしょう。

池田委員：守谷市の人権教室は，中学生を対象にここ何年間か実施しています。以前は小学生や学童クラブ対象に実施していましたが，「人権」という言葉が小学生には難しいということで，中学生を対象を変えました。また，小学 6 年生の社会科で，日本国憲法の中に初めて「人権」という言葉が出てきてきちんと勉強しているため，中学 1 年生が適していると思いました。さらに，中学 1 年生の 1 学期は欠席がゼロですが，2 学期は出席がゼロという生徒もいました。中学 1 年生というのは，色々な小学校から生徒が集まり，気持ちの上でとても変化があるので，中学 1 年生で人権教室を実施することがいいだろうと始めました。内容については，「いじめをなくすために，今」という DVD を使い，人権擁護委員 6 人で手分けをして各中学校の 1 年生に指導をしに行きました。中学 1 年生なので，「いじめをなくすために，今」という DVD を使用しましたが，中学 3 年生だとインターネットに関する人権など，より難しい内容を実施した方が効果的なのかなと改めて感じました。

西尾指導主事：守谷市独自の教材である「守谷しぐさ」について，ご説明いたします。今年度で 6 年目になるのですが，「きらめきプロジェクト」という保育園から高校まで一貫した教育である保幼小中高一貫教育で，学力向上を高めている一方で心の教育も同時に進めていきたいというこ

とで、「守谷しぐさ」という教材を作りました。子ども達が守谷市で生き生きと、そしてお互いを尊重し合いながら心豊かに過ごしていくためのマナーブックのようなものです。挨拶の仕方や、人に謝る時はどのようにしたらよいかなど一つ一つのマナーが、小学生から高校生まで分かりやすくまとめられています。この冊子は、全ての小中学生に配布し、ご家庭にも周知しています。また、生涯学習課では、家庭教育学級の中で保護者の方にも「守谷しぐさ」を紹介し、家庭でも「守谷しぐさ」の一つ一つのマナーを取り上げている、という声もいただいております。

深田委員：守谷市に初めて赴任する30名の教職員に行った、人権教育の内容を教えてください。また、評価として、非常に有効であったということですが、どうしてそのように言えるのでしょうか。

染谷室長：こちらの人権教育は、指導室と市民協働推進課で協力しながら行っています。まず、守谷市に初めて赴任する教職員の方に、4月26日に人権施策推進基本計画の話と同和問題についての話を市民協働推進課人権推進室の職員が行いました。また、8月3日には、猿まわし師の村崎太郎氏をお迎えして、同和問題についての講演をしていただきました。新しく先生になられた方も、このような話を聞く機会があまりなかったと思いますので、有効だったのではないかと思います。

渡邊会長：一般論としては、色々な研修の場では、理論面からはなるほどと思うのですが、一番重要なことは事例研究だと思います。具体的な事例を参加者がどのような解決方法を見出すのか、というワーキングが重要だと思います。また、守谷市の小中学校にはカウンセラーが配属されていませんが、県内の私学では大体カウンセラーが配属されています。アメリカでは、カウンセラーが学習、進路、生活指導の3分野に少なくとも1人ずついます。これから大切なのは、守谷市でも子どもと親と両方相談に乗るカウンセラーを、全校でなくてもいいので各学校巡回できるようにしてほしいです。そして、教員上がりのカウンセラーではなく、専門職としてのカウンセラーを配置するのではないかと思います。また、カウンセラーのいる場所もとても大切になると思います。守谷市役所にも相談員が2人いますが、その相談員がいる部屋はカウンセラー室としては最高だと思います。

月岡委員：アウトリーチとはどのような意味でしょうか。

西尾指導主事：アウトリーチという言葉は、一般的には福祉関係で使われる専門用語です。相談員やケアする側が待っているのではなく、困っている人に向かって行って援助の手を差し伸べる、という意味で使われます。守谷市の予算では、学校にスクールカウンセラーを配置はしていませんが、国の事業として各学校にスクールカウンセラーを配置しています。一方で、スクールカウンセラーは数に限りがあるので、まなびの

里内に守谷市総合教育支援センターを立ち上げ、そこで相談事業を行っています。そこでの取組の一つとして、アウトリーチというものがあります。今年度から本格始動しており、不登校の児童生徒を対象に、支援センターの相談員が学校の教職員が家庭訪問等に行けない日中に、保護者と児童生徒の了解を得た上で、学校の教職員以外の外部の担当者が関わりを持って学校の教職員と両輪で不登校の児童生徒及びその保護者、家庭への支援にあたる、という取組を行っています。昨年度から始めたのですが、昨年度はパイロット校として1校取り上げて、アウトリーチの件数が2件だったところ、今年度は10件の目標を立てていましたが、今現在で12件の実績を上げています。学校の先生には面会ができないお子さんが、こちらの相談員が家庭訪問をすると会えたり、公園で少し体を動かしたり、学校の教職員だけではできないような援助指導が実現できていると思います。

渡邊会長：電話相談、来所相談、訪問相談とありますが、言うのは簡単で、担当者は大変ですが、もっと人と人が顔を合わせて相談する訪問相談という場の設定が大事になってくると思います。

櫻井委員：今年度より、守谷中学校区で人権教育総合推進事業に取り組んでいるとのことですが、実際の学校現場でどのように人権教育を指導しているのかということを知る、大事な機会だと思います。発表会等の際に見学の案内を出していただいて、都合のつく方は参加して見せていただければ有り難いと思うのですが、いかがでしょうか。

西尾指導主事：こちらは、今年度から、文部科学省と茨城県教育委員会の委嘱を受けて始めた事業です。ご指摘のとおり、この事業の目的は、学校教育で行われている人権に係る教育的施策を、地域の方にも広めていくということです。守谷中学校区なので、対象となっている協力推進校は、守谷中学校、大野小学校、黒内小学校の3校です。今年は一年目なので、学校がやりやすいように、学校と関わりながら取り組んできました。先日報告会があり、一つの課題として、学校で子どもも交えながら行う授業に来ていただくとなると、平日開催になってしまうということがありました。学校に多くの方を呼ぶとなるとセキュリティの課題もあります。ただ、多くの方に来ていただき、共有させていただきたいという思いもあるので、来年度からは市民協働推進課人権推進室と協力させていただきながら、なるべく多くの方に、保護者以外の守谷市民の方にも来ていただけるような周知の方法を、現在検討しています。

事務局より、7ページから14ページまでの進捗管理について説明。

渡邊会長：事務局の説明ありがとうございました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

高木委員：女性には、女性に対する「暴力」、高齢者や児童には、「虐待」となっていますが、この使い分けはどのようなことなのでしょう。英語では「DV」と一言で済むと思うのですが。

染谷室長：調べて回答させていただきます。

回答：DV（Domestic Violence）の Violence の日本語訳が「暴力」のため、女性に対しては「虐待」ではなく「暴力」という表現になっています。「児童虐待」は、英語では child abuse と言い、「虐待」は暴力を含め酷い扱いをする、という意味合いで使用しています。

飯嶋委員：児童虐待が今大きな社会問題となっていますが、野田市の事件を見て、フィードバックというか、こういうことをしていきたいという思いは何かあるのでしょうか。また、虐待に対する要保護相談が44件、要支援相談が57件とあります。去年と比べると若干増えている気がするのですが、増えたことに対する対応等は何か考えられているのでしょうか。

染谷室長：児童福祉課から虐待の件数を教えていただいております、平成28年度が43件、平成29年度が41件、そして平成30年度が44件ということで、若干増えています。平成29年度の内訳は、身体的な虐待が8件、ネグレクト（育児放棄）が8件、心理的虐待が24件、性的虐待が1件ということでしたので、今年度も同じような内訳だと思われます。

西尾指導主事：虐待に関しては今年度から大きく仕組みが変わりました。今までは学校が児童相談所に連絡をした場合は「相談」という取り扱いだったのですが、今年度からは全て「通告」になると定められました。つまり、学校が虐待の疑いがあるという段階で児童相談所に連絡をした場合、通報ということになり、すぐに警察と共有しなければならないという仕組みが整備されました。学校だけで抱えずに、守谷市でしたら児童福祉課と必ず連携し、色々な方の手で子どもを守るということを行っています。実は先日も学校が虐待の疑いがあるという段階で児童福祉課にお世話になった例がありました。このような場合、学校はまず子どもの確認を取りながら、痣がないか等身体検査を行います。万が一痣等が確認された場合、児童福祉課と相談しながら家に子どもを帰さず、保護者に「虐待の心配があるので、今学校で預かっています」と説明し、児童福祉課と児童相談所と速やかに連携を取るようしております。

渡邊会長：要保護相談44件は、全て土浦児童相談所に上げているのでしょうか。

染谷室長：はい、上げております。

渡邊会長：何をもって解決したと言えるのかは難しいと思いますが、44件のうち何件が解決したのでしょうか。

染谷室長：平成31年3月25日現在、要保護相談は48件あり、そのうち終結

したものは23件でした。

深田委員：「審議会等委員への女性の参加促進」ということで、女性委員の割合の目標値が40%となっていて、現在は30.5%ということですが、これは近隣市と比べて低いのでしょうか、それとも高いのでしょうか。

染谷室長：30.5%という数値は、条例に載っている審議会だけでなく附属機関も含めた場合の数値になっています。条例に載っている審議会のみ女性の委員の割合は25.8%で、近隣市と比べると少し低い数値となっています。

深田委員：守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成メンバーを教えてください。また、市外にシェルターを設けたとありますが、なぜ市外なのでしょう。

染谷室長：守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成メンバーは、土浦児童相談所、水戸地方法務局龍ヶ崎支局、龍ヶ崎保健所、守谷市民生委員児童委員の代表者、児童館の代表者、保育所、保育園、認定こども園の代表者、幼稚園の代表者、小学校の担当の先生、教育委員会の職員、保健センター、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、子ども療育教室の代表者、そして事務局として児童福祉課が入っております。また、市外のシェルターについてですが、近くだと遭遇してしまう恐れがあるため、離れた所にしています。

櫻井委員：感想になりますが、いじめ実態調査を毎月各小学校で行っているということは、大変素晴らしいことで、大事なことだと思います。調査を行うこと自体が抑止力になります。学校では先生がいじめについて注意しているのだというアピールになります。アンケートを取るだけではなく、その後議事録を作成し組織で事案の検討、対応が図られるようになったということは、大事なことだと思います。子ども達にとって一番身近な人権問題は、いじめです。そのいじめについて先生がしっかり対応をしてくれているということは、人権教育に繋がってくるのかなと思います。

渡邊会長：「中高生保育体験及び子育てボランティア」とありますが、昨今親と子どもの関係が話題になっています。乳幼児と一緒に遊び、親子の触れ合いのようなものを小さいうちから体得させる、ということは長い目でみると非常に効果が期待できると思います。職場体験とありますが、授業の中でこのようなことを取り上げるといいのではないかと思います。

事務局より、15ページから17ページまでの進捗管理について説明。

渡邊会長：事務局の説明ありがとうございました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

櫻井委員：17ページの「被害者支援に関する取組」のところで、「啓蒙」という言葉が出てきますが、この言葉には無知な民衆に知識を授ける、という意味があるので、今は使いません。「啓蒙」ではなく、「啓発」に直していただいた方がよいと思います。

染谷室長：御指摘ありがとうございます。削除、訂正いたします。

櫻井委員：「アクセシビリティ」とはどのような意味なのでしょう。

染谷室長：市のホームページにおいて、例えば目の不自由な方でも音声などで情報を得られるように配慮したりと、どなたでもアクセスしやすいという意味です。

鈴木課長：高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある方でも、年齢的、身体的条件に関わらず、インターネット上に掲載されている情報にアクセスしやすいことを意味しています。

深田委員：4ページの「主催講座における人権啓発」において、編み物講座と料理講座とありますが、これらは人権啓発講座と言えるのでしょうか。

鈴木課長：この2つの講座は文化会館で実施している講座なのですが、講座の中でも人権の研修会をやっている、ということです。

渡邊会長：「職業相談事業」について、参加者が0人となっています。この数字は当然、その時の社会情勢、就労条件、経済状況から変わってくると思います。今の経済状況や就労状況からみると、相談をしに来る方がほとんどいなかったということだと思えるのですが、この相談会は今後も継続して行うのでしょうか。

染谷室長：はい。今後も継続していく予定です。

田中委員：私は文化会館の生活相談員をやっているのですが、年6回のうち3回担当しており、1回2時間の相談時間となっています。パンフレットを作成したりと、相談会の案内はしているのですが、予約があっても相談日まで日が開くのでキャンセルになってしまうことが多いです。2月16日が今年度最後の相談会だったのですが、3名の方が予約をされて、2名の方が実際に来られ、1人1時間ほど相談をしていました。

渡邊会長：「国際理解教育の実施」について、授業以外でALTと子ども達の関わりが少ない印象を受けます。例えば、放課後や長期休暇時のALTとの関わりが少ないと思います。それは、ALTが業者委託契約で、守谷市の専任のALTではないからではないのでしょうか。確かに専任にすると人件費や人事管理など様々な課題や問題が出てくると思いますが、本当の意味で国際教育や英語教育を進めていくためには、業務委託契約ではなく守谷市で契約する方がよいと思います。そうすれば、ALTの活躍の場が増え、子ども達との触れ合いの場も広がるのではないかと思います。

西尾指導主事：守谷市では、A L Tは直接採用ではなく業務委託契約という形を取っていますが、1つの小学校に1名のA L Tを配置するという、他市にはない取り組みを行っています。子ども達が学校に来てから帰るまでA L Tが子ども達と生活を共にする、ということが狙いです。授業以外でも子ども達が触れ合える機会是他市町村よりもはるかに多くなっています。人権施策関連事業調査票の中では、学校以外でのA L Tの活用を一例として記載していますが、日々の学校生活の中では一日中子ども達はA L Tと接しています。A L Tは業務委託契約ではありますが、掃除を一緒にしたり給食を一緒に食べたりしており、生活体験の中で英語に触れる機会が多くあります。

渡邊会長：昨今話題になっている、スマートフォンの学校現場への導入についてです。大阪府では、府を挙げて導入の方向に進んでいると聞いていますし、文部科学省でもある程度の許容を打ち出しているようですが、守谷市の場合は今どのような動向にあるのでしょうか。

西尾指導主事：来年度から大阪府では学校にスマートフォンの導入をし、文部科学省はその動向を見ながら検討段階に入るという報道がありました。守谷市の場合は、今現在は学校に必要なものは持ってくる必要がないという大きな枠の中で、スマートフォンは学校に持ってくる必要がないものと位置付けられています。一方で、I C Tを上手く活用しながら、急激な変化を伴う社会に対応するグローバルな人材育成ということが、非常に大きな課題となっています。そこで、守谷市では数年前から、タブレットを学校に導入しています。今、全国的にインターネットを自由自在に使える環境を整えるのに、行政が非常に苦労しているのですが、守谷市では先進的に、3人に1台のタブレットが使える状況になっています。タブレット操作が苦手な先生もいるので、I C T支援員というコンピューターに詳しい専門職の方2名に学校を回っていただき、授業を円滑に行うためにサポートしていただいたり、場合によっては子ども達に使い方の指導をしていただいたりしております。

池田委員：私は5年ほど小学校に教員としていたのですが、A L Tは各小学校全てにいます。このようにたくさんA L Tがいるところはまずないと思います。実際にA L Tと授業以外に休み時間などでもいつも話しています。子ども達はA L Tと冗談を言い合うくらい親しくしており、英語に馴染んでいます。先ほどのタブレットの話もそうですが、A L Tに関しても、守谷市は素晴らしいことをやっていると思います。

鈴木副会長：16ページに記載していることは、実施していることの一部ということですね。学校現場においてA L Tが他にもやっていることがあれば、記載するとよいと思います。

櫻井委員：精神保健福祉ボランティアフォローアップ講座の参加者が5名のみだ

ったとありますが、もっと参加したくなるような講座名にするとよいと思うのですが、いかがでしょうか。

染谷室長：こちらは、平成29年度に保健センターでボランティア養成講座を実施しており、そちらを受講した方に対して、フォローアップ講座として実施したものになります。そのため、参加者が限定されてしまい、5名という人数になっております。

渡邊会長：以上で本日予定していた議題は終了しましたので、事務局にお返しします。

染谷室長：以上をもちまして、平成30年度第1回守谷市人権施策推進協議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

## 5. 閉会